

兵庫県県民生活審議会答申

真の成熟社会をめざして

—生活創造の新たなルールづくり—

平成 8 年 3 月  
兵庫県県民生活審議会

( 目 次 )

はじめに .....	1
第1部 成熟社会における市民意識・社会参加のあり方.....	3
第1章 経済的成熟の時代.....	3
1 経済的な豊かさは実現したが.....	3
2 「真の豊かさ」が実感できる社会の実現.....	3
(1) 「豊かさ」の現状と課題	
(2) 「真の豊かさ」を実現するための「市民」の役割	
第2章 成熟社会に向けての課題.....	6
1 新しい市民意識を実現するための課題.....	6
(1) 「主体的・能動的な行動の前提としての情報」	
(2) 「選択の自由」	
(3) 「社会的な規制・保護の見直し」	
2 実現すべき社会的基盤.....	7
(1) 「環境の保全と創造」	
(2) 「あらゆる人々の尊重」	
(3) 「安全・安心の確保」	
第3章 これからの成熟社会の姿.....	9
1 適正規模の時代.....	9
(1) 地域を基盤とする新しいビジネス	
(2) 「まち」の個性化・活性化	
2 ネットワーク型の社会構造.....	10
(1) 企業・行政等の組織の再編	
(2) 情報のネットワーク化	
(3) 地域のネットワーク化	
(4) 家族の役割の変容	
3 機会の自由が確保される社会.....	11
(1) 学習機会	
(2) 就職・転職機会	
(3) 職業能力開発の機会	
(4) 創業機会	
(5) 転居機会	
(6) 文化的機会	
(7) 情報の発信・受信機会	
(8) 活動の機会	
(9) こころと身体健康増進の機会	
4 責任の所在が明確な社会.....	13

第4章 「市民」、企業、行政の三者による「新しい関係」の構築	14
1  自立的・自主的な活動を実践する「市民」	14
2  「市民」、企業、行政の三者による「新しい関係」の構築	14
3  「新しい関係」構築のための「ゴールデンルール」	15
(1) 一人ひとりの豊かさの実現 (Well-being of Individuals)	
(2) 主体的・能動的市民参加 (Active Citizenship)	
(3) 文化的価値の洗練 (Valuing Culture)	
(4) 地球意識の醸成 (Earth Consciousness)	
(5) 安全・安心への配慮 (Safety and Security)	
第2部 新しい「市民」の登場とこれからの企業・行政	20
第5章 「市民」の姿	20
1 「市民」の登場	20
2 新しいライフスタイル	20
3 個としての「市民」	21
4 新しいコミュニティ	24
第6章 社会の新しい担い手としての生活創造活動団体等	26
1 「生活創造活動団体等」の意義	26
2 新しい主体としての役割が期待される生活創造活動団体等	29
(1) 多様な社会的ニーズに柔軟で機動的に対応する主体としての役割	
(2) 「市民」やボランティア活動団体等が行う活動に対して支援を行う役割	
(3) 高度な専門的知識を生かした第三者的機関としての役割	
第7章 成熟経済下の企業	32
1 企業の経営環境の変化	32
2 経済活動主体としての企業	32
(1) モノ・サービスの供給者としての企業	
(2) 雇用主体としての企業	
3 地域社会の一員としての企業	34
(1) 「企業市民」としての企業	
(2) 企業の環境への取り組み	
(3) 従業員・「市民」等への活動の支援	
第8章 求められる行政の変革	37
1 絶えざる自己革新としての行政改革	37
(1) 情報の開示	
(2) 制度の再構築	
2 「市民」による生活創造活動の環境整備	39
むすび	41

## はじめに

兵庫県では、消費者行政の先進県として、昭和38年に「生活科学審議会」を設け、生活の科学化を目指し、昭和40年の神戸生活科学センターをはじめ、県下7か所に生活科学センターを設置し、最も先駆的・開拓的な消費者行政を行ってきた。平成2年には、経済、生活の成熟化に対応して「新しい生活行政の展開方策」に関する生活科学審議会の答申を受け、消費者保護という観点だけではなく、あらゆる面で豊かな生活の創造を目指すべきだという考え方に発展させ、平成4年に生活科学審議会を県民生活審議会に改組するなどの取り組みを行ってきた。

県民生活審議会は、平成4年7月、知事より「望ましい県民生活のあり方とその実現に向けた基本的方策について」との諮問を受け、平成5年8月に答申を行った。そこでは、生活の真の質的な豊かさの追求により「生活重視社会」を構築することが必要であり、「生活者」としての視点を重視した「生活創造活動」をはじめ、生活を取り巻くさまざまな経済社会全般にわたるシステムの変革を行っていかねばならないとの提言を行った。

また、県行政組織も県民の新しいライフスタイルの創造を支援するために「女性・生活課」から「生活創造課」とするほか、生活科学センターを生活創造センターとして改組再編し、県民の生活創造活動の拠点とする構想も進んでおり、その第1号として、丹波地域において「丹波の森公苑」が平成8年4月に開苑するのをはじめ、東播磨地域においてもすでに地元の検討委員会が作られ検討が進められている。さらに、男女共生社会の実現を目指して「女性センター」を設置するなどの改編も行っており、県民の生活創造に対する支援体制が整えられつつある。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、安全や生活の保障とは何かという生活の基本への問いかけが起こると同時に、県内外、さらには遠く外国からのボランティアが、平成8年1月末までの約1年間に延べ137万人にもものぼり、ボランティアの新時代と言われるほどの目ざましい活躍ぶりを見せた。これを、県民の日常の行動にまで高めていくことの重要性が認識された。こうした背景の中で、今回、生活重視社会の実現に向けた県民のあるべき姿について「成熟社会における市民意識と社会参加について」という諮問が知事からあった。

県民生活審議会では、この諮問を受け検討委員会を設置し、審議を進めたほか、全体

会、総合政策部会、消費者保護部会を各々開催し、それらの意見をとりまとめたのが今回の答申である。

審議会での議論の中心の一つは、「自由」に関してであった。経済の成熟化以前の段階での自由は、行政によって保障されるという面が強かった。しかしながら、経済の成熟化に応じて、行政による保護・規制が、県民一人ひとりの自由や利益と相反する側面が出てきている。例をあげれば、それは選択の自由の問題として出てくる。行政による保障は、最低限の生活を保障するシステムとしては有効であるが、多様な選択肢を保障するという点からは限界がある。

二つ目の議論は、「責任」に関してであった。県民の最低限の生活を保障するのは行政の責任であるが、自己実現を目指す豊かな生活を実現するという観点から言えば、一人ひとりが自己責任に基づく思考、行動をし、それぞれの義務を果たすことによって、より厚みのある豊かな社会をつくっていくことができると思う。

これらの議論を重ねた結果、「自由で責任ある社会」実現のためには、それにふさわしい行政システムが必要であるという結論に達した。これまでは保護と規制が行政の仕組みであったが、これからは県民一人ひとりの、成熟した「市民」としての活動である生活創造活動を支援していく役割が行政に求められる。そのためには、行政と民間の役割分担を明らかにし、その下で行政の対応すべき社会的ニーズに対して適切に対応できるよう行政自身が「絶えざる自己革新」を行いつづけなければならない。

本答申は、以上のように、21世紀の成熟社会を見据えた長期的な展望に立った提言を行うものである。県行政にあっては、そのような時代に向かって、県民とともに真に豊かな地域社会を築いていくべく施策を展開されることを望む。

## 第1部 成熟社会における市民意識・社会参加のあり方

### 第1章 経済的成熟の時代

#### 1 経済的な豊かさは実現したが

戦後、世界のGNPの1%の小国から出発した我が国は、昭和30年代の高度経済成長時代を経て、平成5年にはそれが世界の18.3%を占めるまでに至った。二度にわたる石油ショックの後、経済は安定成長時代を迎えるが、社会的インフラについてはかなりの程度整備されて、豊かな生活のための条件がある程度進んだ。

昭和から平成にかけて経済は長期にわたって緩やかながら景気拡大を続けていたが、それが不況に転じると「バブルの崩壊」と呼ばれる長期的な経済の低迷となった。今後は、今までのような経済的な成長が望めない時代となることも予想され、経済的なパイの拡大を前提とした社会像を描くことは難しくなっている。

総理府が平成7年5月に行った「国民生活に関する世論調査」では、72.3%の人々が今の生活に満足しながらも、53.9%もの人々が何らかの悩みや不安があると答えている。人々が満足しているのは、耐久消費財、住生活、余暇・レジャーといった「もの」の豊かさについてであり、反対に不安を感じているのは健康、老後、収入といった将来の生活に関するものであった。将来に対する不安を背景に、全体としてはこれまでのような大きな成長を望めない社会となると言われていることへの不安や、これまで当たり前だと考えていた社会や生活の仕組みが変化し、先行きが見えないということがあるためではないだろうか。（＝満足しながら安心していない状態）

#### 2 「真の豊かさ」が実感できる社会の実現

##### (1) 「豊かさ」の現状と課題

現在の社会においては、県民生活審議会の前回の答申である「生活重視社会の構築」でも提言しているように、労働時間短縮、大都市における長時間通勤の緩和等ゆとりの確保、良好な生活空間の確保、さらに弱者への十分な配慮といった豊かな生活の前提となる基盤はまだ確立できていない。

このような現状を前回答申で提唱している「4つの豊かさ」ごとに整理し、今後、必要とされる取り組みを概観すると次のとおりである。

##### ① 「空間の豊かさ」

大震災により、私たちのおかれている「空間」の脆さとともに、「まちづくり」における防災面での安全・安心の配慮や空間的な「ゆとり」の大切さが明らかになった。

過密化が進展する中での、空間的ゆとり、住生活におけるゆとりの確保といった都市の課題に対しては、既成市街地の再構築とともに、県内交通基盤の整備、地域特性及び高齢化に配慮した住宅政策の推進等により県下各地への居住の分散が促進され、都市郊外や地方の生活環境の良さ、ゆとりある生活の価値が見直される必要があるであろう。

## ② 「人間関係の豊かさ」

この度の大震災時における危機的な状況の下では、地域のコミュニティが結束して助け合って生活する姿が見られた。しかしその中でも、旧来の男女の役割分担意識があらわになるなど、人間関係をめぐるさまざまな側面が見られた。とはいえ、この大震災で人と自然、人と人が共生して生きていくという方向に人々の意識が大きく変わったことは確かであり、大震災を機に大きく芽生えた人と人の絆の大切さ、わかちあいの心やボランティア活動などの新しい芽を大切に育てていくことが必要である。

## ③ 「時間の豊かさ」

一日の時間配分の中で、大きな割合を占める労働時間、学校教育の時間についても、長期的な不況の影響による残業時間の減少や学校週5日制の拡大といった形で自由時間が増えている。地域の中で生活創造活動を行う姿も見られるが、全体としては時間について豊かさを感じられるほどには至っていない。

今後は時間の使い方の選択幅を広げられるよう自由時間の多様な利用法を提示することが重要である。

## ④ 「モノ・サービスの真の豊かさ」

豊かな社会の中で起こった大震災によって「もののはかなさ」が実感され、シンプルライフ志向が強くなった。また、製造物責任法の施行に見られる事後救済制度の充実や、介護保険などの高齢社会に対応した新しい分野のサービスなど新たな動きも生まれているが、これからは、自らの目で適正なモノ・サービスを見極める力をさらに育てていく一方、本当に必要なモノ・サービスが供給されることが課題になるう。

## (2) 「真の豊かさ」を実現するための「市民」の役割

このような現状の中、人々が求めているものも変わりつつある。総理府の「同調査」では「ものの豊かさ」を求める時代から「こころの豊かさ」を求める時代への変化を示しているが、大震災における被害を経験した被災地でも、シンプルライフ志向、コミュニティの再生、人と人との絆の大切さといった形で重視されるようになってきている。

この傾向は近年ますます顕著になっており、物質的なものだけではなく、時間や人間関係などの「こころの豊かさ」も含めた「真の豊かさ」に視点が移りつつある。今後、一人ひとりが「真の豊かさ」「真の成熟社会」を目指していくためには、「生活創造活動」を行っていく「市民」の役割が問われることになるだろう。

ここでいう「生活創造活動」とは、自らの生活領域において、人と自然、人と人、人と社会の共生を目指し、さまざまな活動を通じて自己実現を図っていくため、その新しい価値観に基づいたライフスタイルを創造していくことである。

そして「市民」とは、ある地域に住む住民を意味する“市民”や“町民”ではない。生活創造活動を行う主体として、一人ひとりがお互いの生活の中で個人個人を大切に、自ら自立的であるとともに、自分の行動について責任を負うという姿勢をもつ者であり、また、地域社会を構成する一員としての自覚と社会的な責任をもって行動することができる者でもある。

「真の豊かさ」が実感できる「真の成熟社会」を目指すためには、私たちがこの「市民」としての意識、すなわち「市民意識」を備え、自分の行動に責任を持ち、社会の一員として積極的にその役割を果たして、周りの人々と助け合い、支え合っていくことが求められているのである。



## 第2章 成熟社会に向けての課題

今後の社会が変わっていく条件は、「市民」が生活創造活動を行えるかどうかにある。「市民」としての行動が、不可欠な要素であり、地域において「市民」として行動していくためには、私たちが「市民意識」を自ら備える必要がある。そのためには次のような課題を解決しなければならないであろう。

### 1 新しい市民意識を実現するための課題

#### (1) 「主体的・能動的な行動の前提としての情報」

現在の社会では、企業や行政が持つ情報が十分に開示されず、個人は判断の参考となる情報が必要な時に入手できないことが多い。このため、企業、行政等に対して受け身的、依存的にならざるを得ない側面がある。

したがって、企業、行政等が積極的に自らの情報を「市民」にわかりやすく開示するとともに、その情報を必要とする個人に、容易に届くシステムが必要となる。プライバシーの保護にも十分配慮しながら、「誰に対しても開かれた社会」を実現することによって、「市民」が主体的に責任のある選択を行っていくことが可能になる。

また、「市民」が必要とする情報を必要なだけ入手できる状態は、次の(2)以下の対応の大前提でもある。

#### (2) 「選択の自由」

個人が入手した情報に基づき、自らの進むべき方向を選択しようとしても、現在の社会における制度的、社会的、慣習的な枠組みの下では、真の選択の自由がないことが多い。それは、多様な生き方を尊重する意識が根づいていないため、制度やサービス等の選択肢が生活者の視点に十分配慮せず、幅の狭いものになっていることが原因である。

個人の選択の機会を拡げ、主体的に豊かな生活を実現するためには、「市民」側からの積極的な働きかけを行い、従来の制度の見直しや、物事を生活者を中心に考えるという社会的な意識の醸成等が必要であり、そのための枠組みづくりが企業、行政にとっても大きな課題となる。

#### (3) 「社会的な規制・保護の見直し」

「市民」として、必要な情報に基づき多様な選択肢の中から自ら選んだ場合には、行動の結果についても責任を負うこと、すなわち、主体的な行動から生ずる

結果は、良きにつけ悪しきにつけ選択した個人に帰するという「自己責任原則」の確立が必要である。

また、自ら選択し、行動するにあたっては、その行動が周囲の人々、社会、環境などに及ぼす影響に十分配慮し、「社会的責任」を果たす必要がある。このためには、幼いころから、「市民意識」を育てる教育をしていかなければならない。

これまでは、企業、行政に対する弱い個人ということを前提として、社会的な事件、事故が起こる都度、新たな制度（規制、保護）がつくられてきた。このため、個人の保護はある程度実現されてきたが、時代の変化とともに、それが必要以上の保護制度として残存し、それに安住する姿も見られる。

その結果、社会全体として見ると個人の選択の幅が狭く、かつ、責任の帰結もあいまいになっている。今後、選択の自由の拡大とともに、選択における責任の所在を明確化にし、このような規制や保護制度のそれぞれの必要性を見直していく必要がある。

## 2 実現すべき社会的基盤

### (1) 「環境の保全と創造」

都市・生活型公害や地球環境問題等の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う社会経済活動の定着によることが主な原因である。

これらの新たな環境問題に適切に対応するために、「市民」、企業、行政が日々の生活や事業活動を自ら環境に配慮したものに改め、社会のあり方を環境に適合した持続的発展が可能なものに変革していくことが求められている。

今後は、自らの意思で環境に配慮した行動を選択し、健全で恵み豊かな環境の保全とゆとりと潤いのある美しい環境の創造への自主的な取組みが重要であり、「環境適合型社会」を目指して、「市民」、生活創造活動団体等の活動と、それを支援する企業、行政の姿勢が問われる。

### (2) 「あらゆる人々の尊重」

経済第一主義の社会では、女性、子ども、高齢者、障害者等のいわゆる社会的弱者は、社会の中心から遠い場所に位置づけられ、生活や進路の選択での制限をはじめ、行動の自由が制限されたり、不利な扱いを受けることが多かった。

近年、社会的弱者に対する見方も少しずつ変わりつつあるが、まだ、さまざま

な面での偏見や固定観念が根強く残っている。今後は、社会的弱者を弱者として画一的な扱いをするのではなく、個人個人の持つ個性等によって正当に評価していくことが必要であり、あらゆる人々が尊重される環境づくりを目指し、個々人をはじめ、企業、行政が積極的に取り組んでいかなければならない。

### (3) 「安全・安心の確保」

大震災のような自然災害、犯罪、事故等に対して「安全の確保」は基本的課題である。日常生活の「安全」確保対策はもちろんのこと、非常時の危機管理体制を充実させるために、普段から「市民」、企業、行政の本当の意味でのパートナーシップを確立し、災害救援体制の整備などを行っていくことが必要となる。

さらにこれからは、全ての人々にとって所得、健康、住まい、老後といった面での悩みや不安を解消し、「安心できる社会」を創っていく必要があり、そのためにも、「市民」、企業、行政がそれぞれの役割を十分に果たすとともに、有機的な連携を図っていかなければならない。

### 第3章 これからの成熟社会の姿

社会経済状況の変化と生活創造活動を行う「市民」の登場により、これから迎えようとする成熟社会の姿は、これまでの社会とはさまざまな意味で違った姿になると考えられる。これからの成熟社会の姿を描いてみると、次のようないくつかの特色を指摘することができる。

#### 1 適正規模の時代

##### (1) 地域を基盤とする新しいビジネス

これからは、右肩上がりの経済の発展のみにより豊かになっていく社会をデザインすることは難しい。加えて成熟化、価値観の多様化も進むものと思われる。今後は、労働・消費・文化などについても考慮し、適正な規模・適正なバランスを考えていく必要がある。

企業活動も、規模や実態に応じ、海外にわたる活動を行うものと、逆に小さな地域の範囲で活動を行うものとに二極分化していくことが予想される。特に後者では、生活に密着したアイデアを元にした、コミュニティの規模での経済活動や、マルチメディア等の先端技術を駆使した新しいビジネス（事業）の創造という形で現れてくることが予測される。

今後は、地域のコミュニティを基盤とし、必ずしも企業の形態をとらない新しい個性的、創造的なビジネス（事業）が生まれてくることも期待される。それは地域住民による在宅有償福祉事業などの非営利事業（利潤の蓄積を求めない経済活動）のような、地域の多様なニーズに応じて事業展開を行うコミュニティ・ビジネスとして地域経済の中で一定の役割が求められよう。

##### (2) 「まち」の個性化・活性化

コミュニティ規模での住民参加による「まちづくり」や、自然条件などの地域特性に応じた良質なストックの形成が望まれている。自分たちのまちを良い「まち」にしていこうという考え方に基づいてすすんで参加していく姿勢、生活者の視点から自らの「まちづくり」を進めていく努力が必要であろう。

さらに、都市と農村も、それぞれの「まち」がその持つ良さを十分に発揮するように競い合い、伸ばしていくことで個性・地域性を生かし、自らの生活ニーズに応じた「まち」に住めるようにしたい。地域間でその個性を競い合うことが全体としての「まちづくり」の質を向上させ、私たちが自分にふさわしい生活空間

を選択していくことが可能となる。

また、「まちづくり」は次世代の人々に残していく良質なストックを形成する意味もある。計画、事業実施、維持管理においても環境への負荷をできる限り抑えるとともに、高齢者、障害者等も安心して生活できるような「まち」にするよう、「市民」、企業、行政が協力、連携しながら取り組む必要がある。

## 2 ネットワーク型の社会構造

### (1) 企業・行政等の組織の再編

これまでは、命令系統や意思決定の方法が単線的なピラミッド型の組織構造が企業、行政を中心に大きな比重を占めていた。もちろん、その有効性は否定するものではないが、この組織形態は予期しない大きな変化に対しては、対応しきれないことが多い。さまざまな状況が変化するこれからの成熟社会においては、状況に応じて複線的に他の組織と連携できるネットワーク型の多様で柔軟な組織の活用が必要となる。その結果、企業・行政などの従来ピラミッド型の大きな組織も変化を迫られ、事業の内容によっては、それぞれが自立し、一定の責任を担える小さなグループからなるネットワーク型の組織をとる場合も出てこよう。

一方、「市民」を中心とした組織についても、日々の生活の中で高い関心を持っている問題を中心としたクラブ的な集まりのように、一人ひとりの関心を媒介とし、出入りが自由な緩やかなつながりに基づく組織になることが予想される。

このように、これからの組織は、互いにつながりあい、地域においてモザイク状に組み合わさって、その時々に関心に応じて柔軟に対応できる能力を持つものとなる。

### (2) 情報のネットワーク化

情報の分野についても、マスコミを中心とした一方的な情報提供から、パソコン等の情報機器による双方向の情報交換が実現し、さまざまなネットワークを作り上げることにより、必要な情報の受発信を行っていく方向に進むだろう。また、衛星通信網、光ファイバー網、パソコン、携帯電話等の普及が進み、社会全体として情報化が一層促進され、生活に必要な情報量が飛躍的に増大するため、より豊かな生活のために、情報をどう使っていくかを私たち自身が検討していかなければならない。

そのような社会では、生活に必要な情報の受発信の主な担い手が「市民」に移っていく。「市民」一人ひとりが行うさまざまな活動を自ら発信し、必要な情報を共有することで、社会における多様な選択肢を広げることができる。

### (3) 地域のネットワーク化

「地域」についても、住民の間で、又は地域と地域との間でネットワークを作っていく必要がある。

地域内での「市民」同士のネットワークの形成は、人々が「市民意識」を育てていく上で不可欠なものである。また、「市民」が、周りのさまざまな地域と関係を持って地域の個性を競い合うなど、地域を越えたネットワークを構築することで、「市民」同士の交流が進み、都市と農村の交流による生活圏の拡大をはじめ、選択の幅を広げていくことができる。

### (4) 家族の役割の変容

平成5年に経済企画庁が実施した「家庭と社会に関する意識と実態調査」によれば、家族の役割については、「こころの安らぎ」を求める人が5割を超える結果が出ている。これからの家族関係においては、女性も男性も、子どもも大人も一人ひとりが人間関係をつくる力と、基本的な生活能力を養っていくことが必要である。今後は、他人同士が結びついて一つの所帯を構成し、家族的な機能を営む等の形も予想され、「家族」も多様化が進むであろう。

## 3 機会の自由が確保される社会

成熟社会は、従来のような生産者と消費者といった固定的な役割で「細かく仕切られた社会」ではなく、「誰に対しても開かれた社会」でなければならない。ここでは、人生の各段階において、まず学習、就職、移動（転居）、表現、活動等の「機会の自由」が確保される必要がある。この場合、十分な情報公開があり、その情報を使って多様な手段が選択でき、選択の機会は一度だけでなく何度でも選択できる社会が必要である。

### (1) 学習機会

学習する意欲のある者が生涯のあらゆる時期を通じて、学習できるような機会を確保することや、学校教育においても、本人の適性と希望によりさまざまな進路が選択できるような複線的で、かつ何度でも挑戦する機会が与えられる教育シ

システムが求められている。

## (2) 就職・転職機会

採用時におけるさまざまな差別をなくし、雇用情報等の提供により、求職者の選択に基づいて、本人の能力と経験によって公平に採用されるような機会の確保が必要である。特に、高齢者がこれまでの人生で培った技術、ノウハウ等は社会的な財産として保存することも考えなければならない。そして、働くことに意欲を持つ高齢者に対しては、こうした財産を生かすよう就業の機会を確保していくこと、障害者が働きやすい環境を創っていくことが大切である。

また、個性を十分に発揮し、自己実現していく機会を増やすため、転職を難しくしている企業や社会の諸制度を改め、社会全体としても、人材の適性配置ができるような工夫が必要である。

## (3) 職業能力開発の機会

雇用された後も、性別、年齢等に関係なく働く者がその企業の中で能力を高めながら活躍していく機会を確保することが重要である。そのためには、採用後においても、さまざまな教育訓練の機会や、新たな仕事への挑戦の機会等を平等に開放するとともに、働く者自身も企業内外の自己啓発機会を活用し、自己研鑽することで、自らの職業能力を積極的に開発していくことが必要であろう。

## (4) 創業機会

健全な市場経済の発展のためには、公正な競争、自由な市場参入を確保しなければならない。さまざまなニーズに対応した新たな事業を起こそうとする者が、場所、人材、資金、ノウハウ等を取得できるようにするために、必要な情報の提供、信用の供与、資金の低利貸付など創業支援機能の充実が求められている。

## (5) 転居機会

持家取得中心の住宅政策、税制等を見直し、特に都市部においては人々のライフスケール（人生の各段階での世帯規模）に応じた住宅の住み替えができるような質の良い賃貸住宅の整備を促進することにより、容易に転居できる機会を確保し、必要な居住空間の確保を図っていかなければならない。

## (6) 文化的機会

文化的、芸術的な鑑賞及び実践の機会について、それが可能となるよう衛星通信、CATVやパソコン通信等の情報ネットワークを活用し、地域間での文化的

機会の均等化を図り、地域の特性を生かした文化を育てる必要がある。

#### (7) 情報の発信・受信機会

個人が必要な情報を受け取ったり、さまざまな表現をするにあたって、情報の受信・発信力に地域差が生じないように、機会均等を図る必要がある。また、誰もが情報機器を使いこなせるようなデザイン、操作性等についても研究していく必要がある。

#### (8) 活動の機会

「市民」が生活創造活動を行おうとする時に必要であれば、活動の場、人材の確保、活動資金、活動ニーズの把握等が十分に提供できるような支援策を充実させ、必要とする人に届くようなシステムをつくっていかなければならない。

#### (9) こころと身体健康増進の機会

人々が日々の生活の中で不安を抱えているものの中で「健康」が大きな比重を占めている。また、余暇時間の過ごし方としても受け身的なものだけでなく、肉体的にも精神的にも健康について配慮し、増進していくような機会の確保が望まれる。その中には、スポーツだけでなく、娯楽、旅行などといった「こころ」をリフレッシュする活動も含まれる。このため、公共・民間を問わず身近にある各種の制度・施設等の有効な活用方策を考え、手軽に利用できるようにしなければならない。

### 4 責任の所在が明確な社会

成熟社会における「市民」、企業、行政は、責任主体としての意識が明確でなければならない。選択した行動に対する結果の責任を負うことはもちろんのこと、自らの行動が社会に対して及ぼす影響についての責任も負うという「責任の意識」を備えて行動することが求められる。

今後、社会がより複雑化、個別化、分散化するようになると、全体として調和が保たれにくい状況になる可能性がある。この時でも、社会の調和を保つための主役は、一人ひとりの「市民」であろう。「市民」は、地域社会を良くしていくために、自らその一員として与えられた役割について積極的に参加し責任を果たしていく必要がある。



## 第4章 「市民」、企業、行政の三者による「新しい関係」の構築

### 1 自立的・自主的な活動を実践する「市民」

平成6年度に開催した「2001年県民フォーラム—生活重視の社会づくりのための実践行動に向けて—」では、県下各地の人々が自ら関心を持つ分野でさまざまな活動を行っている様子が発表された。このように、既に県民の多くは、日々の生活の中でそれぞれに自己実現を図り、地域に積極的に関わっていく「生活創造活動」を実践している。それは、「生活者」のニーズに根ざしたもので、より良き地域社会を形成するための大きな原動力となっている。

今後は、このような活動がますます活性化し、裾野が拡がり、「市民」の存在が大きくなっていくことが予想される。県においても、「こころ豊かな人づくり」「すこやかな社会づくり」「さわやかな県土づくり」の三つの県民運動を提唱し積極的に支援している。このような県民の活動は、確実に県下各地に広がっており、大震災後の被災地においても、地域で助け合い、支え合う姿や多数のボランティアによる支援等の「市民」による活動が見られた。

このような時代においては、個人個人と企業、行政との関係もこれまでのものとは違ったものとなるだろう。生活創造活動とは、私たちが知恵と工夫によって、生活の仕組みや生活を取り巻くさまざまな環境を作り替える活動でもある。これまでのように、行政や企業が人々の生活環境を保障し提供するという形はふさわしくない。その意味で、これからの時代は、個人個人と企業、行政との関係そのものが問われることになる。

個人は一個の独立した「市民」として行動し、企業や行政は「市民」のニーズに根ざした市民社会の実現をめざすために、それぞれに変革が求められている。

### 2 「市民」、企業、行政の三者による「新しい関係」の構築

このように、大きな意識の変化に基づいて活動をしている「市民」と、大きな変革を迫られている企業、行政といった形が見えはじめている。今後は、「市民」、企業、行政の関係についても、これまでとは違ったものになっていかなければならない。

この「新しい関係」においては、県民の主体的参加と創造的実践がより幅広く行われるようにしていく必要がある。そのためには、三つの県民運動の中で培われた、

県民や各種団体との関係をはじめ、市町などに見られる、行政と住民とのコミュニケーションの工夫や、地域の課題について共に考え、共に悩むことにより、地域住民との間で良好な合意形成を図ろうとする努力を大切にしていきたい。このような住民の参画を重視した意思決定の手法の中から生まれてくる関係を、「新しい関係」における基盤の一つとして発展させていかなければならない。

この時重要になるのが、行政的領域と私的領域の間にある、企業、行政と「市民」が共に協力、連携して活動を行う、いわゆる「市民領域」と呼ばれる部分である。ここでは、テーマに応じて企業、行政と「市民」が各々協力、連携、対立し、さまざまな形での「新しい関係」を築いていくことになる。これからの成熟社会では、従来行政や企業がそれぞれの守備範囲と考えていた領域についても、「市民」が参加、参画して共に活動していく分野が増え、「市民領域」は拡大することになる。

この「市民領域」では、「市民」を中心とした小さな組織がモザイク状にネットワークを保ちながら、それぞれの目的を持って活動し、企業、行政に対しては、「市民」としての考え方に基づいて、協働、独立、対立を繰り返すといった活力ある社会となっていくことが期待される。

そのような社会への移行に際しては、相互にさまざまなあつれきや衝突が生じ、一時的には社会システムが混乱することも予想されるが、試行錯誤を繰り返しながら、「市民」、企業、行政のそれぞれが、相互の信頼や協力に基いて共存する「新しい関係」へと変化していかなければならない。

### 3 「新しい関係」構築のための「ゴールデンルール」

この「新しい関係」のためには、「市民」、企業、行政などおのおのが生活創造活動を実践していくことが必要である。この場合の理念・哲学とも言うべき行動基準は、「ゴールデンルール」と言え、それを「WAVES」と言い表すことができる。

この「WAVES」に基づく生活創造活動には、文化、環境、福祉、女性問題、青少年活動、国際交流、まちづくり等のさまざまな分野があるが、「市民」だけではなく、「市民」と多面的な関係を持つ企業、行政に対しても、この行動基準に基づく行動や役割分担が求められている。また、新たにボランティア活動団体や大学

・試験研究機関等の役割が再認識されることになる。

特に、「市民」は行動基準としての「WAVES」に基づく生活創造活動を通じて、新しい社会的な役割を果たしていく必要がある。このため、生活創造活動に関する基本的な理念を学習又は体験的に経験する機会を積極的に活用し、市民意識をもって活動を行うことを自ら宣言する憲章を制定するなど、市民意識を身につけ、行動していかなければならない。

WAVES	〈行動基準〉 ① 一人ひとりの豊かさの実現 (Well-being of Individuals)
	= ② 主体的・能動的市民参加 (Active Citizenship)
	③ 文化的価値の洗練 (Valuing Culture)
	④ 地球意識の醸成 (Earth Consciousness)
	⑤ 安全・安心への配慮 (Safety and Security)

#### (1) 一人ひとりの豊かさの実現 (Well-being of Individuals)

世論調査を見ても、人々の求めているものは内面的豊かさや人間関係の中から生まれてくる豊かさなど、より高次の内面的欲求へと移っていることがわかる。その実現のためには、ゆとりやうるおい、美意識など個々人の個性や感性が重視され、働き方や住まい方、自由時間の過ごし方などに関して、個性的で多様なライフスタイルが認められなければならない。

具体的には、生活の中で時間的なゆとりをつくることを「市民」、企業、行政等が協力し合うとともに、私たち自身がその時間的なゆとりを自由な意思と責任をもって創造的な活動に有効に使っていくための意識、感性、能力、創造力を身につける必要がある。

また、その基盤として、良好な環境やゆとりある生活空間が必要だし、家族構成の変化や勤務地・労働形態等に対応した住宅の確保、異なる地域のさまざまな人々との交流など生活空間の拡大を図ることが大切である。

さらに、私たちが個々に自己実現を図るだけでなく、人々とのふれあいの中から生まれる人間関係を大切に、学業、家事、仕事といった生活のさまざまな場面において、家族をはじめとした地域の多くの人々とふれあい、多彩な活動を通じて生活を楽しんでいかなければならない。

このように、モノ・サービスだけではなく、時間、空間、人間関係を充実させ、それぞれの価値観に基づいて、個性的で多様なライフスタイルを築いていく営み

が一人ひとりの豊かさの実現につながっていくことになる。

## (2) 主体的・能動的市民参加 (Active Citizenship)

地域社会においては、地域で生活する私たちこそが主人公だという意識を持って、主体的・能動的に自分の役割を果たし、地域づくりを考えていかなければならない。これからは、そこに住む人々自らが中心となって、地域や社会のルールを作り、住民自治によるまちづくりをすることが求められており、私たち自身も他者との関係の中で自覚と責任を持って地域社会の形成に寄与していく必要がある。身近なところで言えば、私たちの私的な生活も地域の個性を形づくっている要素と自覚し、良き隣人としての他者への思いやりと助け合い、支え合う心を持つことが、心が通うコミュニティをつくる第一歩であることを考えねばならない。このような人と人とのつながりの中で、自然な地域活動が芽生え、活動の輪が広がっていくことにより、いきいきとした地域社会を実現することができるだろう。

特にコミュニティの形成が希薄だとされている都市部においては、積極的にコミュニケーションの活発化を図り、新しいルールの形成やふれあいを促す催しの開催等を工夫することにより、地域住民同士の信頼関係を形づくっていくことができよう。また、農山村部のように旧来のコミュニティが残存している地域においては、古くからの固定的な慣習にとらわれることなく、より柔軟で開かれたコミュニティの形成を行う努力が求められている。

ボランティア活動は、主として「市民」やボランタリーな精神に基づいて活動を行う団体が、「主体的・能動的市民参加」を理念として行う生活創造活動の一つである。それは、福祉だけではなく環境、文化、消費問題、人権、国際交流、まちづくり等分野は幅広く、自己実現を図る場であり、より豊かな社会を築いていく役割もある。大震災で大きな波として起きたこのボランティア活動を、私たちの日常の生活の中でも定着させていかなければならない。

このためには、ボランティア活動をしようとする人々が気軽に相談し、活動を実践できるような拠点を設けるとともに、ボランティアの主体性・自主性を大事にして活動の効果が十二分に発揮されるように、行政や企業などがさまざまな支援策を行っていく必要がある。

## (3) 文化的価値の洗練 (Valuing Culture)

私たちの生活における「文化」は、「一人ひとりの豊かさの実現」によって作

られる個性的で多様なライフスタイルと、「主体的・能動的市民参加」で形づくられる地域社会とが醸し出すものである。人々のくらしのあり方、その地域固有の慣習なども生活における文化であり、またそれが地域の個性となり多様な“豊かさ”の指標となる。

そのような文化をより洗練させていくためには、一方で個人の生活、地域や生活環境を豊かでうるおいに満ちたものにするとともに、さまざまな分野で質の高い文化に接することが必要である。さらにそれによって感性を磨き、他者との関わり合いや、異質な文化との交流を通じて、互いに影響し合い、切磋琢磨し、洗練させていく関係を創っていかねばならない。

また、これら文化を、より多くの人々と共有していくとともに、次世代の人々に伝えていく大切な財産として蓄積、承継、発展させていくことが必要であり、このことによってそれぞれの地域を個性的で魅力的なものとすることができる。

#### (4) 地球意識の醸成 (Earth Consciousness)

近年、資源・エネルギーの有限性だけでなく、地球温暖化やオゾン層の破壊の進展といった地球環境についてのさまざまな問題が明らかになった。本県でも「環境の保全と創造に関する条例」を制定し、環境基本計画の策定を進めるなど、環境適合型社会の実現に向けて「市民」、企業、行政等が一体となって積極的な取り組みを始めている。

地球環境問題は遠い将来ではなく、今の時代に生きている私たち自身の問題として突きつけられている。かけがえのない地球環境を次世代に残していけるように、地球環境の保全を最優先とした持続的発展が可能な社会の形成を図らなければならない。

そのためには、環境に対しては自覚的に、全地球的な視点から行動することが必要であり、自分の行動が環境に及ぼす影響を十分に考え、地球環境に与える負荷がより少ない行動を選んでいかなければならない。

人類の未来を担う子どもの世代、あるいはその次の世代までをも視野に入れた長期的発展の持続性、同時に目先の利益を超えた大局的な生活環境意識、すなわち「地球意識」を醸成し、行動につなげていく必要がある。

#### (5) 安全・安心への配慮 (Safety and Security)

比較的平穏な平和の時代が続き、また、自然災害においても大きな災害の体験

からしばらくたつとどうしても「安全」の大切さやありがたさを忘れがちになってしまう。このたびの大震災によって、私たちは生活における「安全への配慮」の重要性を改めて認識させられた。

安全の問題では、日常から災害に対する備えを怠らないことはもちろんのこと、災害時に備え一定の訓練などを忘れてはならない。また、今後は、それだけでなく、全ての人々にとって所得、健康、住まい、老後といった面での悩みや不安を解消する、すなわち「安心への配慮」が必要である。そのためには、あらゆる場であらゆる人々を尊重しつつ、自助・共助・公助の有機的連携を図っていかねばならない。そのためには、「市民」、企業、行政等が協力して望ましいシステムを作り上げる努力がいる。

このように、大震災で再認識した「安全」の重要性と日常の生活の中での「安心できる生活」の尊さへの認識を風化させないようにしたい。このため、「安全・安心への配慮」も私たちの行動基準として位置づけて行動し、助け合い・支え合う社会の実現につなげていくことが必要である。

## 第2部 新しい「市民」の登場とこれからの企業、行政

### 第5章 「市民」の姿

#### 1 「市民」の登場

第1部で述べたように、豊かさの社会的基盤は整ってきたが、個人の生活では必ずしも豊かさを感じられなかったり、将来への不安を感じたりしている。最近、環境、教育などの分野でさまざまな社会問題も発生して、これまでの生き方や社会的な仕組みを見直し、「真の豊かさ」について考えていく機運も人々の中に生まれつつある。

事実、これまで行政に頼ることが多かったまちづくりについて、地域のことを自分のこととして真剣に考え、自分たちで責任を持ってまちづくりに参画していこうという動きや、他の人とのふれあいを大切に、助け合い、支え合いながら共に生活していこうという動きも出てきており、人々の関心が「ウチ」から「ソト」へと移り、自立し、責任ある行動をする「市民」が新たな行動主体として登場しはじめている。

これまでの経済第一主義は、地域社会が本来持っていた社会的機能（共同作業、助け合い、支え合い等）を失わせ、多くは行政が代わりにその機能を担ってきた。新しく登場した、自らのこととして地域を考え、行動していく「市民」は、この社会的機能を改めて地域で担うべきものに変えていくだろう。その営みを通じて人と人との新しい縁が結ばれていく可能性が見えてくる。

#### 2 新しいライフスタイル

これまでが、生きていくために“パンとバター”を求め、それを得てきた時代であったとすれば、これからは、もっと“ゆとりや楽しみ”を重視し、求めていく時代となる。私たちの生き方は、これまではどちらかと言えば、経済的利益を追求し続ける「経済効率優先型ライフスタイル」であったが、これからは、自立し、他者あるいは環境との関係を配慮した責任ある行動が求められており、あらゆる人や価値観、また、環境との調和が尊重される“共生の時代”へと移行するだろう。それに呼応した「新しいライフスタイル」をどう作っていくかが今後の課題になる。

これまでの均質的なライフスタイルから、さまざまな価値観を実現する多様なラ

イフスタイルへと転換させていかなければならない。そのために、価値観をめぐっての対立がさまざまな場で巻き起こってくる可能性があるが、合意形成を図るための長い時間をかけた試行錯誤を繰り返していくことが大切である。

このような社会の中で、それぞれの個人や社会的主体がそれぞれの価値観を実現していくための最低条件は、他者の存在を尊重し、すべての人々との絆の中で生活していることを十分自覚することであり、自分の価値観を押し付けることなく、あらゆる人々の多様な価値観を認めることである。社会の多元性、多元的な価値観を認め、異質なものをむやみに否定・排除することなく、「異質なものとの共存」を図っていく度量を一人ひとりが備える努力が必要となる。

### 3 個としての「市民」

このような時代では、ますます「市民」の社会的な存在意義が問われることになる。これまでのような、経済システムに組み込まれた個人ではなく、もっと日々の暮らしを“楽しむ”個人へと転換し、自立した上で、他者との関係を配慮して行動していくことが求められる。バランス感覚を持ち、自分自身の行動に対する責任と地域社会の一員としての責任とを果たしていくことが大切になってくる。そして、私たちがそのような行動、特に、他者との関わりを通して自己実現を果たしていくという、常に自分の生き方を発展させていくことができる「市民」であることが求められよう。

その際の行動基準が「WAVES」であり、安全や安心といった条件を満たした上で、自分自身の真の豊かさの実現と主体的・能動的な社会参加活動、それらの活動が時間的に結実した「文化」の継承、そして、何よりも、自分たちだけでなく将来の世代も生きていく地球を大切にす意識を持って行動をしていく必要がある。

このような行動を例示すれば、次のとおりとなる。

#### (1) 一人ひとりの豊かさの実現 (Well-being of Individuals)

- ・ 持ち家指向を見直し、多様な所有形態を考え、資産価値だけでなく、利用価値を重視するなど、幅広い住宅選択をする。
- ・ 家族での助け合い、支え合いだけでなく、家族・個人が地域に積極的に関わり、地域も家族を助け合い支え合う。
- ・ 大人から子どもまで地域特性に配慮し、親しみの持てる憩いの場を創造する



など、街や集落など地域で調和のとれた美しい景観やうるおいのある環境を創造し、維持していく。

- ・ 野生生物が生息できる環境を守り、自然と親しめる空間を創造していく。
- ・ 男女共生意識を育み、育児や介護等家事について夫婦や家族で助け合うことにより、多様なライフスタイルを実現する。
- ・ 家族関係において、個々に自立しつつ助け合うことで家族の絆を深め、幸せで充実した生活を送る。
- ・ 労働等による被拘束時間を減らし、自ら主体的な活動を行い、自らを高めるために自由時間を確保する。
- ・ ライフスタイルに合わせた時間の配分をするなど、一日単位、一週間単位、一年単位での柔軟な生活時間を選択する。
- ・ 生涯を通じて人として必要な能力（知性、感性、理性等）を高めていく。
- ・ 確かな情報を基に商品等を比較し、改善すべき点については生産者等に伝え、共に改善を図っていく態度を培う。
- ・ 適正な価格で質のよい商品を購入するなど、厳しい選択眼で、消費を通じて生産者に的確な情報を伝える。
- ・ 使うたびに豊かさが実感できる質のよいモノを選ぶ力を身につけ、いつまでも大切に使う。

## (2) 主体的・能動的市民参加（Active Citizenship）

- ・ 地域が協力して、安心して歩ける街や公園づくり、緑化の推進などうるおいと安らぎのある良好な生活空間を築く。
- ・ 身近な生活環境問題の解決から国際協力に至るまで、誰もができるところから積極的に取り組む。
- ・ 市民意識を持ち、地球環境に配慮し差別のない真に豊かな社会を築いていくために、家庭・学校・地域といったあらゆる機会において学習し、実際に行動に結びつけていく。
- ・ 学校教育、社会教育の場において、人権、環境等について教育する場合、その理念、考え方を深く掘り下げて自分のこととして考えるとともに、実際の体験の中からも身近なものと感じていけるような工夫をする。
- ・ 成熟社会における「市民」としてとるべき行動について、親から子へ、子か

ら孫へとといった形で、世代を越えて伝えていく。

- ・ 地域のいろいろな問題に対し、自覚と責任を持って自発的に参画し、互いに協力してまちづくりを進める。
- ・ 子どもの頃から多くの人と体験の共有を通して、自立心と思いやりの心を養う教育を家庭や学校、地域それぞれで行う。
- ・ 受け手としての消費者でなく、能動的な生活者として知識を深め、企業等の行うモノ・サービスの開発・供給に参画する。
- ・ 何事においても行政に任せきりにせず、社会の主役として、税の負担者として、積極的に行政の意思決定などに関わる。
- ・ 適正なコストを払い、ニーズに合った柔軟な公的サービスを受けるなど画一的な制度・枠組みを見直し、行政サービスの供給体制を抜本的に見直す。

### (3) 文化的価値の洗練 (Valuing Culture)

- ・ 都市と農村の交流など、地域を越えた人々とのネットワークを作り多様な生き方をする。
- ・ 学習活動やボランティア活動を通じて、さまざまな分野の人との交流を行い、豊かな人間関係を形成するなど、幅広い生き方をする。
- ・ 誰もが互いに敬意を払い、生活や体験の分かち合いを通して、豊かなふれあいのある社会を築く。
- ・ 地域社会の一員として地域に根づいた文化を継承し洗練させながら、世代を越えて伝えていく。
- ・ 異質な文化や生活慣習、価値観などを理解するために学習する。
- ・ 地域で外国人県民と交流するとともに、海外での活動を通して外国人や外国の文化等とふれあう。
- ・ 質の高い芸術文化に触れ、多彩な生活文化を学ぶなど、知識、教養、趣味、感性、技能など文化的な資質を涵養する。
- ・ 文化活動やスポーツ活動を通して心身に磨きをかけ、充実感を味わう。

### (4) 地球意識の醸成 (Earth Consciousness)

- ・ 環境の保全、創造に向け、私たち一人ひとりが環境に配慮した生活行動をする。
- ・ 消費活動においても、環境保全のためのコストアップを理解し、経済活動の

環境に対する負荷を抑制するために適正なコストを分担する。

- ・ 資源のリサイクルや再資源化に努め、余分な物は買わず、質の高い質素な生活を送るなど、適正消費、極小廃棄をすすめる。

#### (5) 安全・安心への配慮 (Safety and Security)

- ・ 省エネルギー等環境に配慮した住宅や、災害に強い住宅など、良質な住宅を選択する。
- ・ 契約事項などモノ・サービスに関する知識、判断力を身につけるなど、一人ひとりが自己の安全を自分で守れる能力を培う。

## 4 新しいコミュニティ

私たちがこのような行動、特に、自らの社会的責任と社会的役割を認識して行動するならば、社会の中においても、保護と規制の対象であった個人ではなく、社会的な行動主体である「市民」像に変化するだろう。

これまではどちらかと言えば、経済的位置づけを中心に、生産手段・消費主体としての存在といった役割が大きく、人と人とのつながりにおいても「会社」を中心とした人間関係が主であったのに比べ、「市民」が行動する社会は、多様な価値観に基づく行動を通じて、より広範囲でより多種多様な人間関係のネットワークを形成していくことになる。そして、これまでは、大衆（マス）として捉えられてはいたが、実際にはバラバラの個と個の関係でしかなかった一人ひとりが、コミュニティやグループ・サークルなどの共通の基盤によって再びつながり、共存・共生する。

そこでは、営利・非営利といったことはあまり問題ではなくなる。また、コミュニティの場においても、「まちづくり協議会」のようなコミュニティ・ヒューマンネットワークが大きな財産となり、ハード、ソフト両面において、バランスあるまちづくりがすすんでいくこととなる。

このような新たなネットワークこそが、「新しいコミュニティ」と呼ぶべきものであり、旧来の地縁や古いしがらみの共同体ではなく、また、会社組織のなかの人間関係でもない第三の関係（縁）である。今後は、私たちが個人の財産（資源）としていくつものチャンネルを持ち、社会的に幾層ものネットワークが縦横無尽に張りめぐらされるような状況（クモの巣状 — Web）を実現し、個人も組織も社会も一元的で平面的なつながりではなく、多元的で重層的なつながりの中で多様な活

動をしていくことが望ましい。

そして、この「新しいコミュニティ」の実現のためには、積極的な交流と信頼関係が大きな要素となる。この二つは、「市民」やグループ間のネットワークにしても、また、「市民」と企業、「市民」と行政、企業と行政の間でも今後にはなくてはならない要素になる。この二つの要素をさらに考えてみると、交流のためには、自立と他者の存在・価値観の尊重、他者との積極的な関わり合いが必要であり、また、信頼関係のためには、そのなかだちに何らかの共通の基盤、共通の利害の確認が必要である。共通の基盤、共通の利害とは、生活と自己実現、地域社会の向上といった「生活者」の論理と、人との関わり合いの中で生きていく「共生」の考え方の尊重であろう。

この「新しいコミュニティ」の実現によって、従来の社会的意思決定方法、とりわけ、行政・企業がこれまで意思決定をしてきた方法の見直しが迫られる。自立し、責任をもった「市民」とどう協力、連携していくかの模索を続けていかねばならない。この領域こそが「市民領域」であり、今後の成熟社会の活力を考えた場合に最も重要な部分になる。

現在のところ、この「市民領域」の範囲を明確に規定することも、その中でどのような意思決定方法が望ましいのかということもはっきりしない。少なくとも、十分な情報の提供及び説明等の何らかの事前の働きかけ、もしくは、利益侵害に対するフォローアップや管理運営への参加等の事後の十分な対応が必要となる。また、「市民」もこれに対応して責任ある行動を行い、より良い地域社会を創り上げていかなければならない。

それらがどのようなものになるかは、「市民」の行動と企業・行政等の社会的主体とのさまざまな関係により変わってくるものであるが、今後の社会においては、私たちが互いに他者との関係を模索しながらこのような「新しい関係」を形作っていく努力を続けていくことが重要である。

## 第6章 社会の新しい担い手としての生活創造活動団体等

### 1 「生活創造活動団体等」の意義

経済社会の高度化に伴い、かつては地域の共同体の中で担われていた社会的機能が外部化され、行政への転嫁又は民間サービスとして供給されるようになってきたが、最近この分野で市民意識を確立した「市民」の登場、「市民領域」における多様な主体による多様な活動が行われるようになった。その活動の一つとして、その新しい価値観に基づいたライフスタイルを創造していく活動に取り組むグループ又は団体である「生活創造活動団体」の役割が期待されている。

「生活創造活動団体」には、私たちが自己実現を図るために数人で趣味や学習のグループを創って行う活動だけではなく、まちづくりに取り組んだり福祉・文化の活動を行うグループや、社会福祉協議会、消費生活協同組合など社会参加活動を行っている団体も含まれる。社会参加活動を行う団体については、その団体の活動の性格、地域社会との関係、他者への貢献などの観点から、(1) 公益法人、社会福祉法人、学校法人等の法人格を有する団体、(2) ボランティア団体、NPO、NGOなどの団体、(3) 地縁的な結びつきに基づく団体などに分けられる。また、生活創造活動を主として行う団体ではないが、生活創造活動団体の活動を支援し、協同して活動する主体として、大学・試験研究機関等にも大きな役割が期待されている。

このような新しい社会的主体としての生活創造活動団体等も、その行動基準は「ゴールデnrール」である「WAVES」に基づくことになる。文化、芸術、スポーツ、サークルのようなそれぞれの生活の豊かさを求めて結成されているグループ等は「一人ひとりの豊かさの実現」を実現する主体として、また、社会参加活動をする団体は「主体的・能動的市民参加」の主体として大きな役割を有している。つまり、「市民」がより豊かな生活を求めるにしても、ボランティア活動などの社会参加活動を行うにしても個人では限界があるが、グループ又は団体として組織体で行動することで、一人では成し得なかったことも実現することができる。

また、生活創造活動団体が文化活動、環境の保全・創造活動、消防防犯活動などの活動を行うことにより、そのメンバーにとっては地域社会の一員としての責任を果たすとともに、自らの自己実現を図る機会を持つことになる。さらには、従来の各種の団体には、行政の補完的な役割が期待されていた部分もあったが、生活創造活動団体では、自らが、社会におけるニーズを見つけ出し、それに柔軟かつ機動的

に対応する、先駆的、開拓的な活動を行っていくことが、助け合い、支え合う地域社会をつくり、暖かみのある「真に豊かな社会」を実現するために必要であり、その役割を担うものとして大きく期待されている。

さまざまな生活創造活動団体等とその役割

生活創造活動団体等	各生活創造活動団体等の定義・特徴	各生活創造活動団体等に期待される役割
生活創造活動グループ (一人ひとりが自己実現を図るために) 数人で活動するグループ	自らの生活領域において、自らを高めより豊かなライフスタイルを築いていくために活動を行う者が、同じような目的や関心を有する者と一緒になって活動するための少人数のグループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの生活創造活動の基礎的なグループとしてさまざまな分野で重層的に活動を行う。</li> <li>これらのグループが核となって、地域において生活創造活動のネットワークが構築される。</li> </ul>
公益法人・中間法人等 (社団法人、財団法人、社会福祉法人) (学校法人、消費生活協同組合等法人) 格を有する団体	民法又は特別法の定めにより公益の実現又は公益的なニーズに対応することを目的として設立された団体。法人格を有していることから、法律的、社会的に認められた存在として活動できる。ただし、設立条件が厳しく、認可官庁の厳しい監督を受ける。このため、この団体の中には行政の補完的な活動を行うものもある	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活創造活動団体としての側面では、「市民」の社会参加を促進したり、支援したりする活動を行っていく必要がある。</li> <li>その人材、専門的知識、財政的資源を有効に活用し、「市民」が行う生活創造活動を支援したり、社会的なニーズと活動を希望する者との間をコーディネートする機能が期待されている</li> </ul>
ボランティア活動団体 (ボランティア団体、NPO、NGO) などの団体	「市民」一人ひとりの自発的な意思と社会に対する問題意識に基づいて、環境、文化、消費問題、福祉、国際交流、まちづくり等のさまざまな分野において自発的・能動的に活動を行う団体。法制度上で対応が難しい社会的ニーズや課題に対し、「市民」が先駆的、開拓的に取り組み、柔軟かつ機動的に対応できるという特徴を持っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりの関心に基づいて集まった団体であり、そこへの出入りは自由度が高く、その行う活動も大きな幅がある。このことから、「市民」の興味やニーズに応じた活動を行うことができ、自己実現の場の一つにもなる。</li> <li>活動を行う上での組織的、財政的な活動基盤が弱いところが多く、その活動の支援や協同を推し進めていく必要があるが、これからの社会においては中心的な主体として大きな可能性を秘めている団体である。</li> </ul>
地域団体 (自治会、婦人会、消防団等の地縁的) な結びつきに基づく団体	地域社会の中で住民が集まって、半ば自然発生的にできた団体であり、生活基盤に根ざした相互扶助的な活動を行うことがその特徴である。 阪神・淡路大震災では、地域社会の結びつきに基づくこれらの団体の活動により多くの人命が救われ、物的な被害が少なかったことから、その存在について再評価されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会における活動主体として、絶えず変革を求められており、時代に対応した新しい地縁に基づく「まちづくり協議会」などの活動も期待されている。</li> <li>住民の主体的参加を促進し、地域住民の合意形成の場として外部のNPOなどの団体、専門家などと連携をとり自立的・主体的なまちづくりを目指していく必要がある。</li> </ul>
大学・試験研究機関等	高度な知識が集積し、専門家の集団として、専門的・第三者的立場にたって中立で公平公正な仲介者として、「市民」等の生活創造活動に客観的に関与できる主体である。また、大学は教育機関としての性格も併せ持っていることから、大学等の専門的知識、理論、技術等を実際に活動を行う者に提供することが期待されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的な立場から各主体に客観的に関与し評価することができる。</li> <li>研究者として「市民」の生活創造活動を実証的に研究し、提言を行うことで生活創造活動の一層の発展を図れる。</li> <li>大学等を社会に対してより開かれたものとして、生活創造活動を実践する者がその豊富な知識や設備等を有効に活用できるように、「市民」等との学習・教育機会の確保、研究者等との交流の促進、共同した研究・事業の展開が必要である。</li> </ul>

## 2 新しい主体としての役割が期待される生活創造活動団体等

これからの生活創造活動団体等に期待される役割は、さまざまな活動を自ら実践していただくだけでなく、生活創造活動を行う「市民」や団体に対して人材・専門的知識・財政的援助といった形での支援を充実させていくことである。特に、新たな社会的ニーズに対応した柔軟な活動を行い、多元的な社会を形作る原動力となる側面と、そのような新しい活動に対応できない企業、行政等に代わって支援を行ったり、中立的な立場から政策提言、意見や新しい活動の提案等を行っていくことが求められている。

### (1) 多様な社会的ニーズに柔軟で機動的に対応する主体としての役割

社会の多様なニーズに対しては、行政がその必要性を認めて施策として対応したり、企業がビジネスとしてそれに参入するにはある程度の時間的なずれが生じることが多い。だが、自らの関心の高いことがらについて自発的・能動的に活動を行っている生活創造活動団体では、社会全体としての位置づけがまだ明確でないニーズに対しても、生活観に根ざした発想に基づいて積極的に対応を行い、助け合いや支え合いの精神で、そのニーズを満たしていく柔軟さと機動性を持っている。この役割は今後ますます重要になるだろう。このため、最初は法人格を持たない任意団体として非営利目的で始めたとしても、その活動の進展にともない、場合によっては社会福祉法人化したり、企業化する方がより効果的な事業展開ができるのであれば、その組織形態についても柔軟に対応していくことが大事であり、それを可能にする法制度の整備が望まれる。

また、生活創造活動団体の活動については、福祉、文化、学習といったさまざまな分野にわたり、各種の団体が多様な活動を行っていくことが予想されるが、その活動内容に関する情報について幅広く開示していかなければならない。また、情報を分析し系統的に情報を整理、加工して提供することを専門に活動を行う主体も必要になる。

### (2) 「市民」やボランティア活動団体等が行う活動に対して支援を行う役割

「市民」だけでなく、生活創造活動団体の多くは、直接に生活創造活動を行っていくのに対し、大学・試験研究機関等をはじめ一部の生活創造団体の中には、「市民」や団体の活動に対して、人材の派遣・専門的知識の提供・財政的援助といった形で支援を行うことを主な活動とするものがある。これらの団体は、「市



民」や生活創造活動団体が効果的に安定して活動できるように、日ごろから研修、相談、ニーズの調整、情報の提供、財政的援助などを行う。また、必要があれば専門的知識を有する人材の派遣、信用情報の提供による他の主体からの財政的援助への協力、事業の共同化による支援を行うことも必要である。このためには、普段からボランティア活動団体等の活動について、調査・研究を行うなど、生活創造活動団体の活動の意義について多くの人々に理解されるように情報発信や啓発活動を行っていくことが大切である。

### (3) 高度な専門的知識を生かした第三者的機関としての役割

大学・試験研究機関や公益法人等においては、その高度な専門的知識を生かすとともに、「市民」、企業、行政といったものからある程度独立した機関—中立的な第三者機関としての役割を果たすことが求められる。各主体の特性に応じた各種の活動が行われるにつれて、その活動と社会的ニーズとの関連において、その目的、必要性、活動内容、効果等の点について客観的に評価する必要が出てくる。そうした機関としての役割も期待される。また、他の主体からの独立性という特徴を生かして、各主体の活動について調査・研究を行い、政策提言、意見や新しい活動の提案等を実施していくことも期待されている。

このように生活創造活動団体等は、その活動の目的、対象、地域、機能が一様でなく、それぞれの団体の特性に応じて多様なものであり、まさにこれからの多様な社会を象徴的に体現しているものである。このため、生活創造活動団体等がこの特性を生かした活動をするためには、たとえ活動を支援する場合であっても、自主性や独立性を損ねないように配慮しなければならない。さらに、ボランティア活動団体に対する法人格の付与や税の優遇措置などにより社会的認知度を高めて活動を行いやすくする仕組みづくりや、実践的な活動に裏打ちされた建設的な意見や提言を行う機会の確保と、社会がそれを受け入れて実現できるような仕組みづくりが必要である。

また、生活創造活動団体等に求められる役割の中でも、各主体の間をコーディネートし各々の活動を有機的に結び付けて、全体として大きな効果を発揮させる機能についての期待は大きい。そのためにも、生活創造活動団体等と「市民」、企業、行政などの他の主体との間で連携をとって協力して問題解決にあたることのできる中間組織（Intermediary）的機能をもつ団体の育成が重要である。

また、生活創造活動団体等の役割が大きくなり、ボランティア精神に基づいた活動や、社会的なニーズの受け手と担い手との間のマッチングやコーディネートといった中間組織的機能の需要が増えることで、生活創造活動団体等の非営利事業での就業が新しい雇用形態として出てくることが予想されるが、これを社会の中で広く定着させていくためには、キャリアを重ねるための転職を積極的に評価するなど「やり直しのきく社会」を作っていくことの大切さを多くの人々が認識することが必要である。

## 第7章 成熟経済下の企業

### 1 企業の経営環境の変化

戦後、基幹的産業の復興からスタートした日本経済は、全体としては右肩上がりの成長を続けてきた。しかし、その後の二度にわたる石油ショック、国際化、情報化、高度技術化などの状況の変化への対応が求められ、企業経営にとってますます厳しい時代を迎えている。特に、バブル景気の崩壊後は、企業経営の見通しが極めて不透明となっている。

社会・経済環境の面でも、少子・高齢化、情報化、ソフト化、個別化等の傾向が進展し、社会全体としても成熟社会への入口に立っている状況にあると言える。今後は、限られた範囲の中で安定した社会を築いていく必要に迫られよう。

このような時代の入口にあって、今、企業に望まれていることは、より柔軟な発想による自由で活力ある経済社会を実現する主体としての役割であり、社会全体の利益をも考慮した共生型の経営や、生活者の真のニーズに対してモノ・サービスを供給していくことである。例えば、生活者側の発想を尊重して製品やサービスを開発し供給するといった工夫を行うなど、生産者の論理から生活者の論理への転換をすすめていくことが必要である。さらに、今後はコミュニティの中で「市民」がさまざまな形で多種多様なサービスを供給するために「起業」していくことが予想されるが、それらに対して、「企業市民」として、例えば資金的な援助、投資をはじめ、企業の持つ流通ネットワークを活用するなどの支援を行うことで、起業の促進と、企業との共存共栄を検討していく必要がある。

いずれにしても、成熟経済下の企業においては、製品・サービスの供給をはじめ、企業経営においても自らの行動に対しては自ら責任を取るといった「自己責任原則」の確立と、社会の中で事業活動を行っている一員として、環境や地域に対する責任を果たすといった社会的責任の確立が必要である。

### 2 経済活動主体としての企業

#### (1) モノ・サービスの供給者としての企業

これまで企業は、経済基盤の確立のための基幹産業の育成と工業化のための生産財の供給をはじめとして、人々が生きていくために必要な消費財を供給するなど、日本経済の成長と生活水準の向上に大いに貢献してきた。その結果、生活必

需品をはじめ、生活を彩るさまざまな製品が豊富になってきており、物質的な量としては相当な満足感を感じるまでに至っている。

しかし、一方では大量生産・大量消費、そして大量廃棄という現象を生み出し、その結果としての公害問題・ゴミ問題をはじめとする環境問題が顕在化し、近年、地球環境問題としてクローズアップされるようになってきた。また、より多様なモノ・サービスの供給が求められるようになっている。

このような状況の変化に応じ、モノ・サービスの供給者としての企業は、従来の発想を大きく転換する必要に迫られている。つまり、これまでは企業の利潤最大化という目的を最優先させ、そのことが経済全体の発展を促し、豊かな社会を実現できる方法であると考えられてきたが、今後の企業の役割としては経済活動による利潤の適正化、雇用の創出、従業員の経済的利益や福祉の増進、地域の安定的な発展と活性化への寄与などが求められるようになっている。

#### ① 質の高いモノ・サービスの供給

今後は、質が高く寿命の長い製品や廃棄を極小化した製品など、真に豊かなモノ・サービスを供給する主体としての役割が問われている。

また、年代別、性別などさまざまな生活者ニーズに応じた柔軟な商品開発やサービスの面でも企業の側が設定した数多くの利用制限等の撤廃など、適正な負担の下での「市民」の選択の自由を保障するようなモノ・サービスの供給が求められている。

このため、「市民」の正確なニーズを把握し、また、消費者である「市民」からの改善意見に迅速に対応できるシステムを構築するとともに、生産・流通システムにおける環境への配慮等の工夫をしていかなければならない。

#### ② 自由で公正な競争の確立

「市民」が真に必要なモノ・サービスの選択ができるように、商品情報をはじめ、さまざまな企業活動に関する情報開示を行い、生活者の判断力を高めるとともに、自由で公正な競争を確立し、活力ある健全な経済社会を実現していく必要がある。

そして、企業の社会的責任を担保するため、企業活動の透明性を確保し、「市民」に情報を開示した逆に、「市民」からの意見を反映させるシステムを構築することにより、「市民」と企業とのコミュニケーションを成立させ、

意見の対立を踏まえつつもお互いに協力して問題を解決していくことで信頼関係を確立することが可能となる。

## (2) 雇用主体としての企業

企業活動の社会的役割のうち、もう一つの大きな機能が「雇用主体としての企業」である。労働は「市民」の自己実現の機会の一つであり、経済的基盤が確保されるという両面を持っており、それは地域経済において必要不可欠な役割として、「安心の確保」のためにもなくてはならない機能である。

これまでは、新卒者の雇用が始まる終身雇用制と年功序列賃金体系が主流を占めており、この二つの制度により、企業と従業員との密接な関係が作り上げられてきた。生涯にわたる雇用の保障を基にした企業への忠誠心と将来の賃金上昇への期待、また、従業員の生活のさまざまな福利厚生的支援により、従業員の生活を丸抱えした企業中心社会が特に高度経済成長時期を通じて一般的になってきた。

しかし、近年、この二つの制度の見直しや変革が進みつつあり、また、従業員の側も転職の希望が増えている。このため、これまでの雇用形態が変わりはじめしており、労働市場が将来にわたってかなり流動化していくことが予想される。

一方、また「市民」として、市民意識を持った従業員は、従来のような会社人間的な関係を必要としなくなりつつある。このため、企業は、従業員を個人として尊重し、私的生活に干渉しないなど人権やプライバシーを守るとともに、仕事の上での従業員の能力及び貢献を正しく評価していくことが求められている。

さらに、「市民」のボランティア活動などの社会参加活動の活発化により、企業と非営利事業を行う生活創造活動団体との間で転職を繰り返すような動きと、高齢社会の進展による高齢者の就業の増大や女性の社会進出に伴う就労の増加などが予想される。このため、今後の雇用のあり方においても転職者をはじめとする途中採用者や働く意欲のある高齢者等の積極的活用、社会参加活動を経験してきた者に対する積極的評価システムなどの整備や長期休暇の取得が可能となるワークシェアリングなどの工夫が必要である。そして、このような労働移動の流動化を企業体質の活性化として捉えて、企業活動に生かしていくような発想の転換が不可欠なものとなる。

## 3 地域社会の一員としての企業

## (1) 「企業市民」としての企業

企業の中でも、従来から「企業市民」として、フィランソロピー活動やメセナ活動に積極的に取り組んでいるところがある。しかし、これまではともすれば企業のイメージアップや業績に余裕がある場合の活動という傾向も見られた。今後は、社会の一員としての自覚を基にした「企業市民」としての行動が求められる。

そのためには、単に資金の拠出や寄付だけではなく、積極的な社会参加活動を行っていく必要があり、地域での「市民」による助け合い活動や生活環境改善活動への参加をはじめ、地域ニーズに応じたコミュニティビジネスへの参画など、多種多様な活動への参画の工夫をしていく必要がある。

また、「企業市民」として、独自の企業文化の育成、継承を図っていくことは企業にとって必要なことであり、例えば、地域の景観に配慮した社屋のデザインや製品デザインを洗練させるなど、「一企業一文化」を実現するように企業の文化や風土を高めていかなければならない。さらに、地域で事業活動を行う主体の一つとして、独自の企業文化の発展だけではなく、その地域固有の文化との調和を図り、相互に発展、継承し合い、さらには地域の文化創造の一翼を担っていくことは、これからの企業の大きな役割の一つである。そのためには、地域住民との普段からの交流と地域に対する有形・無形の貢献が必要であり、地域社会において「市民」から「企業市民」としての存在を認知されるような信頼関係を結んでいかなければならない。

## (2) 企業の環境への取り組み

モノ・サービスの供給者として環境に配慮することはもちろんのこと、生産や流通システムについても環境への負荷を極小化させる努力が必要である。例えば、生産過程における周辺への騒音、水質、大気、ばい煙などの配慮をはじめ、流通過程においても全体の環境負荷値を配慮したシステムを採用していく必要がある。事務的部門においても同様である。

さらに、製品等の安全性の確保をはじめ、企業活動におけるさまざまな危険性に対する十分な備えと事故が生じた場合の迅速な処理、いわゆる「危機管理」体制の整備は「企業市民」としての最低限の義務である。

また、循環・蓄積型社会の実現という観点からも、資源等の本格的な循環システムの構築のため、企業が持つ資本、人材、技術の活用が社会にとって不可欠で

ある。例えば、製品のリサイクルシステムのための技術開発や環境負荷の極小化のための技術革新などは、膨大な資源と高度な技術蓄積が必要とされるため、このようなエコビジネスについては、企業の参画なしには成り立たない。今後は環境の分野への企業の積極的参入と環境に関するコスト増に対する「市民」の理解が求められる。

### (3) 従業員・「市民」等への活動の支援

地域社会の一員としての企業は、従業員や地域の人々のさまざまな生活創造活動に対する環境整備を行っていく必要がある。これは、「企業市民」としての役割のうち、他の主体の活動に対して支援する機能である。今後の成熟社会においては、「市民」や生活創造活動団体等の活動が大きな役割を占めることが予想され、この支援主体としての企業の役割は大きい。

従業員の生活創造活動支援を例示すると、労働時間の短縮による生活創造活動のための時間の創出やフレックスタイム制の採用によるゆとりの確保、ボランティア休暇制度等の導入による生活創造活動の促進などが考えられ、従業員がもっと生活を大切にした生き方を選択し、生活創造活動を実践しやすい環境を整備していく必要がある。

従業員のみならず、「市民」等の活動に対しても「企業市民」として支援をしていくことが求められており、企業の持つさまざまな資源を「市民」に開放していくことが必要となってくる。例えば、「市民」等の活動に対する経済的（金銭的・物的）支援をはじめ、企業資産や企業の福利厚生施設としての会議室、グラウンドなどの施設等の一般への開放、また、専門的知識を有する従業員の派遣等の人的支援などが考えられる。さらに、生活関連の製品情報や研究情報などの積極的開示をはじめとする「市民」の活動に必要な情報の開示も重要な支援方策である。

このように、従業員・「市民」等の活動に対するさまざまな支援を行っていくことにより、「企業市民」としての社会的な位置づけがより一層明確になり、成熟社会にふさわしい企業の実現を図ることができる。

## 第8章 求められる行政の変革

「市民」の登場により、これまで主として行政が担ってきたまちづくり等について、「市民」等の活動を前提とした役割分担を行い、行政領域の見直しが不可欠となる。そのためには、「市民」等が主体的に行動するための情報の開示や既存制度の見直しなど、「絶えざる自己革新としての行政改革」を積極的に実行しなければならない。

また、行政が「市民」や生活創造活動団体の生活創造活動の環境を整備する場合でも、「市民」の活動を阻害したり、活動の方向性を変えることのないように配慮することが必要であり、行政の政策決定過程についても、生活創造活動を実践し、見識、経験を持つ「市民」の参加を求めていくことが必要である。

### 1 絶えざる自己革新としての行政改革

#### (1) 情報の開示

「市民」が生活創造活動を行うにあたって多様な選択を行うには、プライバシーの保護に十分配慮しながら、その前提となる情報を必要とする人が容易に入手できること、選択する上での材料として入手した情報を加工できること、情報を個人のものとしてでなく社会共通の財産として共有できることが重要である。これについては、「市民」、企業、行政等が各々の役割を果たしていかなければならないが、特に行政は次のようなことに積極的に取り組んでいかなければならない。

##### ① 行政情報の開示と市民意見の反映

- ・ 「市民」が生活創造活動を行う上で必要な情報を公開していくことについてのルールを作り、積極的に公開していく。
- ・ 行政の行う制度・施策等について、「市民」一人ひとりが有効に活用できるように、広報・情報発信を充実させる。また、行政の制度・施策等を活用した「市民」が、その効果及び提言等について行政に対して直接フィードバックできるような仕組みを設ける。

##### ② 情報共有化のための基盤整備

- ・ 公開された情報を取得し、容易に活用できるようにするために情報化を促進し、必要とする情報を容易に入手できる仕組みをつくる。
- ・ 公開された情報について、「市民」、企業、行政の間で共有化、データベース化されるような仕組みをつくる。その場合に、情報を利用しやすい形に



収集・加工し、行政と「市民」等の間を仲介する機関として生活創造活動団体等との連携を図っていく。

### ③ 行政職員の意識及び制度の改善

- ・ 行政職員の意識を原則非公開から、公開を前提としたものへと変革し、事務執行段階からの公開を前提とした事務処理を行う。
- ・ 生活創造活動に必要な情報の公開をすすめ、行政手続の整備、政策決定過程の公開等透明性の高い行政運営を確保する。

## (2) 制度の再構築

「市民」が生活創造活動として、新しいアイデアに基づく活動、新しい分野の活動などを行おうとしても、行政の既存のさまざまな規制等により十分に活動ができないことがある。このため、「市民」、企業、行政等の三者の「新しい関係」に基づいて、生活創造活動団体等の役割も踏まえながら行政と民間の役割分担を考えていくことが重要である。また、行政の既存の諸制度についても、生活者の視点から見直しを行い、生活者のニーズに合わせて再構築することで、「市民」の生活創造活動の一層の促進と地域経済の活性化を期待することができる。

そのため、行政が社会的機能のどこまでを担うかという「行政ミニマム」（社会のさまざまな分野で行政が最低限担うべき役割）を、「市民」、生活創造活動団体や企業等の活動とのバランスを考えながら再検討を行う必要がある。その際には、社会的機能の外部化に伴い、これまで行政が担ってきた分野を見直し、行政が手を広げすぎて「市民」等の主体的な活動を阻害しないよう、社会的な副作用に十分配慮して、適正規模の行政領域を確立していかなければならない。

今後の行政にとって必要なことは、これまでのように、予算や人員の制約から制度、施策を発想するのではなく、「市民」等との協働関係を基軸にして、社会的ニーズのうち行政が専門的に取り組むべき分野に限定していくという発想に切り換えていくことである。

### ① 権限の移譲

- ・ 地方自治体の個性的・独創的な施策の展開を妨げている既存のさまざまな諸制度を見直し、その地域のニーズに応じた施策が自由に行えるように各自治体の主体性を尊重した行財政制度を構築する。
- ・ 「市民」等が自ら主体的に「まちづくり」に参加できるようにするために、

地方分権を推進するとともに、より住民に身近なレベルへ権限を移譲していく。

## ② 規制手法の見直し

- ・ 規制的手法だけに頼って「市民」の行動を制限するのではなく、例えば環境分野における、粗大ごみ等の有料化、ごみ袋の有償化等の「市民」の自主的な行動を促すような手法を積極的に採用していかなければならない。
- ・ 「市民」の存在を前提として、事前的な規制保護措置から、事後的な救済制度の整備を行い、「市民」等の主体的な活動を促進するために規制に対する考え方を転換していく。
- ・ 高齢者、子ども、女性、障害者等のいわゆる社会的弱者に対しては、自己決定を尊重し、主体的な行動ができるよう諸条件の整備を行うなど、人権を尊重し、自立できる環境づくりをすすめる。
- ・ 「市民」の自由な活動を妨げる既存の諸制度については生活者の視点から常に見直しを行い、時代にそぐわないとされた制度については随時廃止、緩和、再構築を行っていく。

## ③ 補完性の原則に基づく役割分担

- ・ 行政に携わる職員も、行政と民間との役割分担について、常に高い意識を持って行動し、民間の自立的で能動的な行動について必要以上に関与しないように努めなければならない。
- ・ 「市民」等が行う自由な生活創造活動や自由な競争を阻害しないように、行政は「補完性の原則」を基本として行政と民間の役割分担を見直していく。

## ④ 県民参加の手法の工夫

- ・ 審議会等の委員において、さまざまな生活創造活動を行っている「市民」の意見を反映させるため、委員の公募を行うなどその構成を工夫する。
- ・ 行政の審議会や委員会等への参加など行政施策やサービス内容の立案過程だけではなく、事業の実施過程及びその評価を行う場合においても「市民」等の活動と連携とともに地域社会をつくっていく。

## 2 「市民」による生活創造活動の環境整備

「市民」が自発的・能動的に生活創造活動に取り組むには、「市民」が自らの意

思と責任でもって活動することができるように環境を整備していくこと、その際行政が「市民」の生活創造活動を阻害しないよう配慮する必要がある。とりわけ、

「市民」による活動は、かなり流動的で種類もさまざまであることから、一つの枠組みを設定して囲い込む従来の発想では、柔軟で機動的な「市民」の活動に対応できない。「市民」の活動に対する支援の方法についても、固定的・定型的な従来の発想を根本から変え、状況に応じた対応をしていく必要がある。

- ・ 「市民」が自ら、自分たちの住む「まち」の自治を促進するよう、地域で自由に決定できる権限を明確にし積極的に住民の参加を図る。
- ・ 「市民」等が対話できる窓口を一本化し、行政内部の縦割りを越えた対応ができるように権限のある者をコーディネーターとして窓口配置する。
- ・ 「市民」が生活創造活動を行う場合に必要となる時間等の資源を確保するために、ボランティア休暇の制度の創設等を促進する。
- ・ 学校などの公共施設の開放等により生活創造活動の場を提供していく。
- ・ 生活創造活動を行う拠点としての生活創造センターの全県的展開を推進するなど支援センターの充実を図る。
- ・ 生活創造活動を行う上で必要な情報をわかりやすく提供するとともに、研修制度等の充実を行う。
- ・ 生活創造活動を行う上で必要な専門的知識やノウハウを備えたリーダーを生活創造活動団体等との協力により育成する。
- ・ 生活創造活動団体の法人化など社会的に認知する仕組みを整え、団体の生活創造活動を支援する制度を創設する。
- ・ その他、生活創造活動を促進するような人、活動助成、活動拠点、情報に関する支援システムを社会的ニーズを把握しながら柔軟に運用する。

## むすび

阪神・淡路大震災からの復興に直面している現在、兵庫県は、まちづくりをはじめ、成熟社会への変革を早急に成し遂げていく必要に迫られている。それにはこの復興の機会をとらえ、時代の先行きを正確に見通し、今こそ次世代をリードする変革をしていかなければならない。

現在は、経済成長の伸び率の低下や産業構造の変遷などの経済状況の変化や、少子高齢社会の進展などの社会状況の変化に伴い、これまでの社会的な仕組みがさまざまな変化を強いられ、今後の方向を模索している状況にある。このような時代にあって、私たちがどのような社会を描き、それに向かってどのように進んでいくかということは、一人ひとりの生活のみならず社会全体の問題として私たちの課題である。このような問題認識のもと、本答申では「市民」、企業、行政などが「新しい関係」を創り上げていく必要性を提言した。

これから成熟社会を迎えるにあたり、本答申で示したように「市民」、企業、行政等による「新しい関係」を構築していく必要がある。しかしながら、それがどのような関係になるか、どのような過程を経ないといけないかについては、まだ現在のところ明らかにできる状況ではない。ただ言えるのは、これからの社会を変革していく主体は、今まで日本の社会をリードしてきた行政や企業ではなく、私たち県民一人ひとりであるということである。すなわち、真に豊かな社会を実現するためには、私たち一人ひとりが「市民」として、ゴールデンルールである「WAVES」に基づいて主体的・能動的に行動するとともに、社会の中で共に生きていく主体として自己責任、社会的責任を果たしつつ、自己実現を図っていく必要がある。そうすることにより、多様で個性豊かな社会を実現し、選択肢の多いやり直しの効く社会が実現できるであろう。

本答申では、「新しい関係」とそれに基づく社会的意思決定方法の必要性を提言したが、現在のところ、それがどのような形のものになるのかといった具体的なシステムについては言及していない。新しい「市民」の登場に伴い、さまざまな分野の意思決定を巡る試行錯誤を通じて、各主体の間で生じるさまざまなあつれきや衝突により、一時的には社会システムが混乱するなどの紆余曲折の繰り返しが予想されるが、その中から「新しい関係」の確立へ向かって共に歩んでいくことを期待したい。